

無料低額宿泊所の事故発生時の報告事務取扱要領

神奈川県

1 目的

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年12月24日条例第44号。以下「条例」という。）第30条に基づく無料低額宿泊所における入所者に対するサービス提供中の事故、法人役員・職員による不法行為、虐待等（以下「事故等」という。）が発生した場合の無料低額宿泊所（以下「施設」という。）から県への報告の取扱いを定めることを目的とする。

2 定義

この要領における用語の定義は、条例に定めるところによる。

3 対象事業者

報告の義務を負う者は神奈川県知事（以下「知事」という。）に法及び無料低額宿泊所の開設及び届出等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）に基づき、第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（ガイドライン別紙様式1）を提出した事業者（以下「事業者」という。）とする。

4 報告の範囲等

知事に報告を必要とする事故は、以下のとおりとする。

なお、入所者及び施設職員が施設にいる間に発生した事故等に関し報告対象とし事業者の過失の有無は問わない。ただし、事業者による送迎・通院時の付き添い等の間に事故等が発生した場合は、利用者の同乗の有無にかかわらず、報告対象とする。

（1）重大な事故等 【直ちに報告すべき事項】

ア 入所者及び施設職員に関わる死亡事故

注）入所者及び施設職員が病気により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるときは報告すること。ただし、検死の結果、病死であることが確認された場合は、報告不要であること。

イ 役員・施設職員の不法行為（預かり金着服・横領等）

ウ 入所者及び施設職員に関わる虐待（不適切な処遇（疑い）も含む）

エ 入所者の不法行為

オ 入所者及び施設職員に関わる失踪・行方不明（捜索願を出したもの）

カ 消防（消火・火災予防・救急・救助）への通報

キ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる者の発生（保健所への報告を要す

るもの)

ク その他上記以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案（報道される可能性のある事案を含む）

(2) (1) 以外の事故【事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に報告すること】

ア 入所者及び施設職員に関わる骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの

イ 入所者及び施設職員に関わる誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬

ウ その他報告が必要と認められるもの（交通事故等）

5 報告手順及び期限

(1) 事業者は、4 (1) の重大な事故等が発生した場合は、事故発生後（又は事故発覚後）直ちに、県生活援護課生活困窮者対策グループ（電話番号：045-285-0190）へ電話で報告すること。

なお、事故発生日（又は事故発覚後）が閉庁日（土日祝日、年末年始）の場合は翌開庁日の朝9時までには報告すること

(2) (1) の報告を行った事業者は、報告様式1を速やかに作成し、報告日から7日以内（土日祝日含む）に、事故等発生時の現場見取り図等の概況を補足する書類を添付し、県生活援護課生活困窮者対策グループに提出すること。

(3) 事業者は、4 (2) の事故が発生した場合は、報告様式1を作成し、事故発生後（又は事故発覚後）30日以内に、県生活援護課生活困窮者対策グループに提出すること。

6 その他留意事項

(1) 報告様式1の提出後において、県生活援護課から内容の確認を求められることがあるので、事故等の対応について、法人の役員会等で情報共有し、対策方法を含めて議事録や会議資料等の関係書類を整理し、条例第9条第2項に基づき、完結の日から5年間保存すること。

(2) 5に基づき報告を行った場合は、家族等へ報告すること。また、入所者等が被保護者であればその保護を決定している福祉事務所へ報告すること。

附 則

この要領は、令和8年8月26日から施行する。